

吹田市私道舗装工事助成金交付要綱

私道舗装の助成に関する要綱（昭和50年9月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、市内の私道（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路であって、一般の通行の用に供するものをいう。以下同じ。）の舗装工事を行う者に対し、予算の範囲内において、私道舗装工事助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、生活環境の整備を促進することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成の対象となる者は、私道の敷地の所有者及び私道の利用者とする。

（助成対象私道）

第3条 助成の対象となる私道は、次の各号のいずれにも該当する市内の私道及びこれに準ずるものとして市長が適当と認める私道とする。

- (1) 両端又は一端が公道又は市長が別に定める道路に接続していること。
- (2) 路面の排水に支障がない構造であること。
- (3) 私道を利用する世帯が5世帯以上あること。
- (4) 私道の敷地の所有者及び当該敷地に隣接する土地の所有者が当該私道について一般の通行の用に供することを承諾していること。
- (5) 私道の沿道の居住者から舗装工事の要望があったこと。
- (6) 事業の用に供する道路又は通路で管理者が明確なものでないこと。
- (7) 集合住宅の敷地内の道路又は通路でないこと。

（助成対象経費）

第4条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、舗装工事（簡易な補修を除く。以下同じ。）に要する費用のうち、市長が適当と認めるものとする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、助成対象経費の総額に4分の3を乗じて得た額又は500,000円のいずれか少ない額とする。

（事前協議）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ舗装工事の実施内容について市長と協議しなければならない。

（交付の申請）

第7条 前条の規定による協議を行った者は、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した私道舗装工事助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名、住所及び電話番号（以下「氏名等」という。）
- (2) 申請に係る私道の所在地

(3) 交付申請額

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 平面図
- (3) 現況写真
- (4) 工事見積書の写し
- (5) 第3条第4号及び第5号に規定する承諾及び要望があったことを証する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、私道舗装工事助成金交付決定通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、助成金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、交付の決定について条件を付することができる。

(変更交付の申請等)

第9条 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その後の事情変更により申請の内容を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した私道舗装工事助成金変更交付申請書に第7条第2項各号に掲げる書類のうち当該変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 変更交付申請額
- (3) 変更の理由

2 市長は、前項の申請書等の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容を変更すべきものと認めるときは、私道舗装工事助成金変更交付決定通知書により、当該申請をした助成決定者に通知するものとする。この場合においては、前条後段の規定を準用する。

(完了報告)

第10条 助成決定者は、舗装工事が完了したときは、市長が指定する期日までに、次に掲げる事項を記載した私道舗装工事完了報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 報告者の氏名等
- (2) 完了年月日
- (3) 舗装工事に要した費用の額

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 舗装工事の実施状況が分かる写真
- (2) 助成対象経費の支払を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告書等の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、私道舗装工事助成金交付額確定通知書により、当該報告をした助成決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた助成決定者は、速やかに、次に掲げる事項を記載して押印した私道舗装工事助成金交付請求書を市長に提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名等
- (2) 交付請求額及び振込先預金口座

(交付)

第13条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 次条又は第16条後段の規定に違反したとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還をさせるものとする。

(帳簿の整備等)

第15条 助成決定者は、舗装工事に係る支出を明らかにした帳簿を備え、当該支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を舗装工事完了後10年間保管しなければならない。

(報告の徴収等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、助成決定者に対し、舗装工事の実施状況について報告を求め、又は職員に舗装工事の実施状況について調査若しくは質問をさせることができる。この場合において、助成決定者は、正当な理由がない限り、これらを拒んではならない。

(指導及び助言)

第17条 市長は、助成決定者に対し、私道の整備に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(申請書等の様式)

第18条 この要綱に規定する申請書等の様式は、土木部長が定める。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、土木部長が定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。